

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則(平成 28 年御杖村規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「第 28 条第 3 項第 1 号括弧書」を「第 28 条第 3 項第 1 号」に、「同法第 86 条第 2 項に規定する」を「租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 16 の 2 第 1 項第 1 号イに掲げる場合(令和 9 年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合)における同項の規定による」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の職員の退職管理に関する規則第 3 条の規定は、この規則の施行の日以降に営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合(職員の退職管理に関する規則第 3 条第 1 号及び第 2 号に掲げる場合を除く。以下、この項について同じ。)について適用し、同日前に営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合については、なお、従前の例による。